

平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

地方税法などの改正に伴い、平成27年度より次のように税額が改正されます。

■原動機付自転車および二輪車など

平成27年度から、下表のとおり税額が引き上げられます。



車両区分		税額（年額）	
		改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度以降)
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽 二 輪	125cc 超250cc 以下	2,400円	3,600円
自動二輪小型自動車	250cc 超	4,000円	6,000円

■四輪以上および三輪の軽自動車



- ①平成27年3月31日以前に所有している車や中古車を取得した場合には、(1)の現行税額のままです。
- ②平成27年4月1日以降に新規購入した場合には、(2)の新税額が適用されます。
- ③平成28年度から、最初の登録から13年を経過した車両を所有している場合には、(3)の経年重課の税額が適用されます。

車両区分			税額（年額）		
			(1)平成27年3月31日以前 に登録	(2)平成27年4月1日以降 に登録	(3)平成28年賦課期日現在 で13年経過した車両
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

◆重課制度について

例) 平成25年5月に中古の自家用軽乗用車（平成15年6月に新規登録された車両）を購入した場合、平成26年度から平成28年度までの税額は7,200円ですが、平成29年度からは新規登録から13年以上経過している車両に重課税が適用されるため12,900円となります。

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日とし、所有している人へ課税されます。

使用していない軽自動車やバイクなどを所有している人は、廃車の手続きをお願いします。廃車していない軽自動車やバイクなどは税金がかかります。

また、車両の所有者が死亡したり、転出・転居や譲渡した場合は、所定の手続きをお願いします。